

**Q 1 : 次世代医療基盤法とはどんな制度ですか？**

**A 1 :** 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進するために、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、国の責務、基本方針の策定、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報等及び匿名加工医療情報の取扱いについて定めた法律です。医療情報の提供に際しては、あらかじめ、本人に通知することになります。

**Q 2 : 医療情報を提供することでどのようなメリットがありますか？**

**A 2 :** みなさんから提供いただいた情報を分析することにより、効果のより高い治療法、病気の早期発見や治療をサポートする機器開発の研究などに役立てることができ、より良い医療がみなさんに提供されることにつながります。

**Q 3 : 匿名加工医療情報作成事業を行う認定事業者とはどのような事業者ですか？**

**A 3 :** 法律に基づき国が認定する信頼できる事業者です。医療分野の研究開発や医療情報の匿名加工、情報セキュリティなどに精通しています。

**Q 4 : 認定事業者に提供された医療情報は安全に管理されますか？**

**A 4 :** 暗号化し、権限を与えられた担当者のみが取り扱うなど、国が定めた基準に基づき、高度なセキュリティ（安全管理措置）が施されます。

**Q 5 : 利活用者にはどのような情報が提供されますか？**

**A 5 :** 利活用者に提供される情報は、検査の種類や結果、薬の種類など、研究開発に必要な情報のみです。氏名や住所、被保険者番号、患者ID等の個人の特定につながる情報は提供されません。

**Q 6 : 医療情報が提供されることを拒否することはできますか？**

**A 6 :** 医療情報の提供を望まない方は、いつでも拒否することが可能です。医療機関等で受け取った通知に記載されている連絡先・窓口にお問い合わせください。

**Q 7 : 医療情報が提供されることを拒否しても、診察や治療に影響はありますか？**

**A 7 :** 医療情報の提供を拒否しても、診察や治療に影響はありません。